

千葉市教育委員会会議規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 2 年 9 月 2 5 日

千葉市教育委員会教育長 磯 野 和 美

千葉市教育委員会規則第 6 号

千葉市教育委員会会議規則の一部を改正する規則

千葉市教育委員会会議規則（昭和 3 9 年千葉市教育委員会規則第 8 号）  
の一部を次のように改正する。

第 6 条の次に次の 1 条を加える。

（オンライン出席）

第 6 条の 2 委員は、教育長の許可を得て、映像及び音声の送受信等により自由かつ率直に意見を交換し合うことができる方法によって、会議に出席することができる。

第 1 3 条に次の 1 項を加える。

2 前項の規定により教育長が職員を会議に出席させる場合においては、第 6 条の 2 に規定する方法によることができるものとする。

第 1 9 条第 2 項中「議場にいる」を「出席している」に改める。

第 2 5 条第 3 号中「議場に」を削る。

附 則

この規則は、令和 2 年 1 0 月 1 日から施行する。